

## 声明

### あらゆる再生可能エネルギーを対象に本格的な買取制度の導入を求める ～経済産業省の「買取制度」の発表について～

2009年3月 自然エネルギー市民の会

去る2月24日、経済産業省は太陽光発電の余剰電力を電気料金の約2倍程度の価格で、電力事業者が10年程度買い取る日本独自の体系による「買取制度」の導入を発表した。なお、買取財源は電気料金を一般家庭で最大100円程度アップすることでまかなうとしている。この買取制度と復活させた太陽光発電導入補助制度との併用によって、設置者の負担を軽減し、太陽光発電の大幅導入を図り、世界一を奪還する目標も掲げている。

しかし、今回の買取制度は、国際的に急速な再生可能エネルギー普及が進むなかで日本の立遅れが明白になり、国内でも批判が強まり、関連産業にも影響が出始めたために、何らかの対応を採らざるを得なくなった結果である。

私たちも以前から再生可能エネルギー電力買取補償制度の導入を求めてきたが、それは、地球温暖化防止、再生可能エネルギー関連産業の発展と雇用の拡大、エネルギー自給率の向上、地方の活性化など、持続可能な低炭素社会を構築していくための必要不可欠な手段であるからである。

ところが、今回の「買取制度」では、太陽光発電の普及に一定の効果をもたらすものと考えられるが、上記の効果を十分に発揮することはできない。ドイツをはじめ、世界の多数の国に広がりつつある再生可能エネルギー電力買取補償制度は、あらゆる再生可能エネルギーを対象に、より高い買取価格でより長期間の買取を実施し、上記の目標を達成しようとしている。

私たちは、今回、発表された「買取制度」を以下の点で修正し、地球温暖化の防止と持続可能な低炭素社会の発展に寄与する本格的な買取補償制度の導入を要求する。

- 1 制度導入の目的を、地球温暖化防止、再生可能エネルギー関連産業の発展と雇用の拡大、エネルギー自給率の向上、地方の活性化など、持続可能な低炭素社会の構築のためと明確にすべきである。
- 2 対象を太陽光発電だけに限定せず、太陽熱、風力、バイオマスを含むあらゆる再生可能エネルギーを対象にするべきである。とくに、大幅なCO2削減が求められている中で、太陽熱利用、風力やバイオマスなどのほうが、太陽光発電よりも低い買取価格で、大容量の普及が可能であり、費用対効果ははるかに高い。
- 3 買取対象を余剰電力に限定せず、既存の電力系への関係の有無や設備の既設・新設にかかわらず、発電電力全量を補償の対象とすべきである。また、設備の初期投資額と維持管理費が補償される買取価格と買取期間にすべきである。さらに、金融機関等から融資を受けても返済可能な買取条件を整え、誰もが設置できるようにすべきである。
- 4 財源を電気料金に組み込むことは有り得る手法と考えるが、電源開発促進税などの既存の電力料金体系の見直し、国民の負担と受益を明らかにし、透明かつ公正な制度にするなど、国民の十分な理解を得た上で実施すべきである。

以上



自然エネルギー市民の会

〒540-0026 大阪市中央区内本町二丁目1-19-470

TEL 06-6910-6301 Fax 06-6910-6302

E-mail [wind@parep.org](mailto:wind@parep.org)

URL <http://www.parep.org>